

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月14日

【会社名】 株式会社ジャストプランニング

【英訳名】 JUSTPLANNING INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 望

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 佐久間 宏

【本店の所在の場所】 東京都大田区西蒲田七丁目35番1号 宝栄ビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年4月26日に提出いたしました第22期（自平成27年2月1日至平成28年1月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- 3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社は全体的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

(訂正後)

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は平成30年7月24日より実施された国税局の税務調査により、当社元代表取締役鈴木崇宏氏（以下「元社長」という。）が、当社連結子会社である株式会社JPパワー（以下、「JPパワー」という。）の太陽光発電事業の保守・運営に係る支出の一部を、元社長の知人の会社を経由して、実質的に元社長自身の管理する銀行口座に還流させていた不正行為が判明いたしました。

これらを受けて、平成30年8月9日に当社取締役会において、調査の客観性・中立性・専門性を確保するため、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士および公認会計士を中心に構成する調査委員会の設置を決議し、同日より調査委員会による事実関係の解明及び原因の究明が開始されました。

当社は平成30年9月11日付で調査委員会より調査報告書を受領し、今回の不正行為によりJPパワーの太陽光発電事業の保守・運営に係る支払手数料等の費用計上額及び資金的支出として資産計上された金額の中に、実態のない取引に関する支出が含まれていたことが判明したため、影響のある過年度決算を訂正するとともに、平成27年1月期から平成30年1月期までの有価証券報告書及び平成28年1月期の第3四半期から平成31年1月期の第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することにしました。

これらの事実は、元社長におけるコンプライアンス意識の欠如、当社及びJPパワーにおける業務上の監督監視の脆弱性、外注費の支払い等に関する社内統制が機能していなかったこと、役員相互の監督監視が機能していなかったこと、実効的な内部監査が行われていなかったこと、JPパワーにおけるガバナンス体制が不明確であったことなどの不備を起因として生じ、当社及びJPパワーの全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制が機能しなかったことによるものと認識しています。

以上のことから、当社及びJPパワーの全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

コンプライアンス意識醸成のための研修等の実施

業務執行上の統制が機能する組織づくり

外注先選定や外注費の支払い等に係るプロセスの改善及び運用

取締役会における協議の充実化

内部監査の機能強化

内部通報窓口の機能拡充

子会社のガバナンスに対する関与のあり方の見直し